

遺言書検認の申立てについて

新潟家庭裁判所

はじめに

遺言書（公正証書遺言を除く。）があるときは，相続が開始した後，家庭裁判所で，遺言書の検認の手続きをする必要があります。封印のある遺言書は，家庭裁判所で相続人が立会わなければ開封することはできません（民法1004，1005条）。

申立てに当たって必要なもの

- 申立書……………必要事項を記入したもの
- 収入印紙……………遺言書1通につき 800円（申立書にはる。）
- 郵便切手……………
- 添付書類……………遺言者の戸（除）籍謄本
出生時から死亡時までの連続した戸（除）籍謄本全部
相続人全員の戸籍謄本 各1通
※ 複数の相続人等に共通する戸籍謄本は1通ずつで結構です。

申立書の記入の仕方について

この説明書及び記入例を参考にしてください。

申立人について

申立人は，遺言書を保管している人，又は遺言書を発見した相続人です。

申立書等の提出先について

提出先は，相続開始地（亡くなった人の最後の住所地）を管轄する家庭裁判所です。（分からないときは，最寄りの家庭裁判所にお尋ねください。）。

申立て後の手続きについて

申立てを受けた家庭裁判所は，遺言書の存在と内容を知らせるため，相続人全員に検認期日を通知します。

問い合わせ先